

東京電機大学学則（案）

第1章 総 則

（目的・使命）

第1条 本大学は、建学の精神「実学尊重」並びに教育・研究理念「技術は人なり」に基づき、学校教育法による最高の教育機関として、民主的社会人としての教養を涵養するとともに、深く専門の学芸を教授・研究し、その知的道徳的能力を展開させ、もって技術で社会に貢献する人材を育成することを目的とする。

2 本大学は、第3条第1項に定める学部及び学科における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を各学部の学部規則に定める。

（自己評価等）

第2条 本大学においては、教育研究水準の向上を図り、大学の目的及び社会的使命を達成するため、本大学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価は、その趣旨に則して適切な項目を設定し、かつ適切な体制のもとに行う。

3 本大学は、第1項の点検及び評価の結果について、学外者による検証を行うよう努めるものとする。

4 本大学は、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供するものとする。

第2章 組 織

（学部・学科の組織）

第3条 本大学に、次の学部及び学科を置く。

工学部

電気電子工学科

電子システム工学科

応用化学科

機械工学科

先端機械工学科

情報通信工学科

工学部第二部

電気電子工学科

機械工学科

情報通信工学科

理工学部

理工学科

未来科学部

建築学科

情報メディア学科

ロボット・メカトロニクス学科

システムデザイン工学部

情報システム工学科

デザイン工学科

- 2 前項の各学科の入学定員及び収容定員は、別表第1とする。
- 3 第1項に定める各学部・学科に学部規則を定める。
- 4 前項の学部規則に、次の事項を定める。
 - (1) 学部・学科における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的
 - (2) 学年・学期に関する事項
 - (3) 教育課程及び単位に関する事項
 - (4) 成績及び卒業に関する事項
 - (5) その他、大学則施行上の必要事項

(大学院)

第4条 本大学に、大学院を置く。大学院に関する規則は別に定める。

(総合メディアセンター・研究推進社会連携センター等)

第5条 本大学に、総合メディアセンターを置く。

- 2 本大学に、研究推進社会連携センターを置く。
 - (1) 研究推進社会連携センターに総合研究所を置く。
- 3 本大学に、国際センターを置く。
- 4 本大学に、ものづくりセンターを置く。
- 5 前4項のほか、実習工場、その他教育・研究に必要な施設を置く。

第3章 運営の機関及び教職員

(学長・副学長・学部長等)

第6条 本大学に、学長を置く。学長は、校務をつかさどり、大学を代表する。学長の選出に関する規則は、別に定める。

- 2 本大学に、副学長を置くことができる。副学長は学長を助け、学長の命を受けて校務をつかさどる。
- 3 副学長に関する規則は、別に定める。
- 4 各学部に、学部長を置く。学部長は当該学部に関する校務をつかさどる。
- 5 前4項のほか、教育・研究の運営上必要な職を置く。

(職員)

第7条 教育職員として、教授、准教授、講師、助教及び助手を置く。

- 2 事務職員、技術職員及び必要な職員を置く。

(大学評議会)

第8条 大学に、大学評議会（以下、「評議会」という。）を置く。

- 2 評議会は、学長、理事若干名、副学長、学部長、研究科委員長、その他学長が必要と認めた者をもって組織する。
- 3 評議会は、学長が招集する。
- 4 評議会の運営その他は別に定める。

(学部教授会)

第9条 各学部に、教授会を置く。

- 2 教授会は、その学部の教授をもって組織する。ただし、必要があるときは、その学部の准教授及び専任の講師を、教授会構成員とすることができる。
- 3 教授会は、学部長が招集する。

(連合・合同教授会)

第10条 工学部及び工学部第二部については、その連合教授会を開くことができる。

- 2 学長は、全学部の合同教授会を招集することができる。
- 3 教授会は、学長に全学部の合同教授会の開催を要請することができる。

(教授会の役割、審議事項)

第11条 教授会は、次の事項のうち、その学部に関する事項について審議し、学長が決定するに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学・卒業に関する事項
- (2) 学位授与に関する事項
- (3) 前2号の他、大学に関する重要事項で、その学部の教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項
- 2 前項第3号の学長が教授会に意見を聴くと定める事項は、別に定める。
- 3 教授会は、第1項の他、学長及び学部長がつかさどる大学等に関する次の事項のうち、その学部に関する事項について審議し、意見を述べることができる。
 - (1) 学生の進級・休学・退学等に関する事項
 - (2) 教育課程及び授業に関する事項
 - (3) 履修・試験・成績等に関する事項
 - (4) 学生の厚生補導及び賞罰に関する事項
 - (5) 学部規則の改正に関する事項
 - (6) 学部長候補者の推挙に関する事項
 - (7) 学科長等及び系列主任等の選定に関する事項
 - (8) 人事のうち教員の教育研究等の業績審査に関する事項
 - (9) その他大学に関する事項
- 4 教授会は、大学校務全般にわたる若しくは各学部に共通する次の事項について審議し、意見を述べることができる。ただし、必要があるときは、全学部の合同教授会においてこれを行う。

(1) 大学則の改正に関する事項

(2) 学長室長、学長補佐、教育改善推進室長、入試センター長、学生支援センター長、国際センター長、研究推進社会連携センター長、ものづくりセンター長及び総合メディアセンター長の選定に関する事項

(3) その他の重要な事項

5 教授会は、前4項の他、学長及び学部長が諮問した事項を審議する。

6 学長は、別に定める事項で通常の研究に関する教授会における審議結果を追認することにより、決定することができる。

第4章 修学期間及び授業

(修業年限)

第12条 修業年限は、4年とする。

(最長在学年限)

第13条 最長在学年限は、8年とする。ただし、編入学、転入学及び再入学した者の最長在学年限は、その者の在学すべき年数の2倍に相当する年数とする。

(学年・学期・授業期間)

第14条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

2 学年を前学期及び後学期に分け、その期間については各学部において定める。

3 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

4 各授業科目の授業は、15週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上特別の必要があると認められる場合は、これらの期間より短い特定の期間において授業を行うことができる。

(休業日)

第15条 休業日は、次の通りとする。

日曜日

国民の祝日に関する法律に規定する休日

創立記念日 9月11日

夏季休業

冬季休業

春季休業

2 夏季休業、冬季休業及び春季休業の期間については、各学部においてその都度定める。

3 必要があるときは、休業日を変更し、または臨時に休業日を定めることができる。

4 休業中でも、特別の必要があるときは、授業を行うことがある。

(授業の時)

第16条 工学部、理工学部、未来科学部及びシステムデザイン工学部は昼間に、工学部第二部は夜間に、授業を行う。

第5章 教育課程及び単位

(教育課程の編成方針)

第17条 本大学においては、学部及び学科または課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成する。

- 2 教育課程の編成に当たっては、当該学部及び学科に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう配慮する。
- 3 本大学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。
- 4 本学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

(授業科目)

第18条 授業科目については、各学部規則において定める。

- 2 各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、各年次に配当して編成する。ただし、自由科目の単位数は、卒業に必要な単位数に算入しない。
- 3 共通教育科目として、特定の主題について2以上の科学の分野にわたる内容を総合した科目を設けることができる。

(履修の要件)

第19条 履修の要件については、各学部規則において定める。

- 2 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として修得すべき単位数について、1年間または1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限は、各学部において定めるものとする。
- 3 所定の単位を優れた成績をもって修得した学生について、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認定することについては、各学部において定めるものとする。

(他学部等の科目履修)

第20条 本大学の学生が所属する学部の他学科または他学部の学科において履修し、修得した授業科目の単位のうち、教授会が教育上有益と認めたものは、当該学生が所属する学科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項により修得したものとみなすことのできる科目及び単位数等は、各学部において定めるものとする。

(教員の免許状授与の所要の資格の取得)

第21条 教育職員の免許状を取得しようとする者は、教職に関する科目及び必要な授業科目を修得しなければならない。

- 2 本大学において取得できる免許状の種類は別表第2とし、教職課程に関する科目及び必要な授業科目は各学部規則において定める。

(単位の算定基準)

第22条 各授業科目の単位数は、各学部教授会において定めるものとする。

2 授業科目の単位数の算定に当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、原則として、授業の方法に応じ、次のとおり単位数を計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習、製図及び実技については、30時間から45時間までの範囲の授業をもって1単位とする。

3 文部科学大臣が別に定めるところによって、前項に規定する講義、演習等の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。また同様の手段により、授業を外国において履修させることができる。

4 第2項の規定にかかわらず、卒業研究等の授業科目については、その学修の成果を考慮して単位数を定めることができる。

第6章 試験、成績、進級、卒業及び学位授与

(履修届)

第23条 学生は、履修する授業科目につき、指定の期限までに、履修届を提出しなければならない。

(試験)

第24条 授業科目の履修終了の認定のため、試験を行う。ただし、授業科目によっては、平常の成績をもって試験に代えることができる。

(試験の方法・時期)

第25条 試験は、筆記、口述、または論文審査等の方法により行う。

2 試験の時期は、学期末とする。ただし、必要があるときは、その他の時期においても行うことができる。

(受験資格)

第26条 学生は、本学則及びこれに基づいて定められた規則に従って履修した授業科目についてのみ、試験を受けることができる。

(成績評価・単位認定)

第27条 授業科目の成績評価は、S、A、B、C及びDとし、S、A、B及びCを合格とし、Dを不合格とする。

2 試験に合格した授業科目については、その授業科目について定められた単位を与える。

3 本学は、第1項に係る成績評価及び卒業の認定にあたっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行なうものとする。

(他の大学等における授業科目の履修等)

第 28 条 本大学の学生が本大学に入学した後に他の大学または短期大学において履修した授業科目について修得した単位のうち、教授会が教育上有益と認めたものは、60 単位を超えない範囲で本大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、本大学の学生が、外国の大学または短期大学に留学する場合及び外国の大学または短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第 29 条 本大学の学生が行う短期大学または高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、教授会が教育上有益と認めたものは、本大学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることができる単位数は、前条第 1 項及び第 2 項により本大学において修得したものとしてみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第 30 条 本大学の学生が本大学に入学する前に大学または短期大学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生によって修得した単位を含む。）のうち、教授会が教育上有益と認めたものは、本大学に入学した後の本大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 本大学の学生が本大学に入学する前に行った前条第 1 項に規定する学修を、教授会が教育上有益と認めたものは、本大学における履修とみなし、単位を与えることができる。
- 3 前 2 項により修得したものとみなし、または与えることのできる単位数は、編入学、転入学等の場合をのぞき、本大学において修得した単位以外のものについては、前々条第 1 項及び第 2 項並びに前条第 1 項により本大学において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

(進 級)

第 31 条 本大学においては、学生の単位修得の状況を考慮し、上級学年次に進みその学年次に配当された授業科目を履修するための条件を定めることができる。

- 2 前項の条件をみたさない者は、原学年次に留年する。

(卒 業)

第 32 条 本大学は、4 年以上在学し、学生が所属する学部における履修要件を満たした者を卒業と認定する。

- 2 本大学が文部科学大臣の定めるところにより、本大学の学生として 3 年以上在学した者（これに準ずるものとして文部科学大臣が定めるものを含む。）で、卒業の要件として本大学の定める単位を優秀な成績で修得したと認める場合の卒業の取扱い、前項の規定にかかわらず、別に定める。

(学位の授与)

第 33 条 本大学を卒業した者には、学士の学位を授与する。

2 前項の学士の学位に付記する名称は、次のとおりとする。

工学部	電気電子工学科	学士 (工学) (東京電機大学)
	電子システム工学科	学士 (工学) (東京電機大学)
	応用化学科	学士 (工学) (東京電機大学)
	機械工学科	学士 (工学) (東京電機大学)
	先端機械工学科	学士 (工学) (東京電機大学)
	情報通信工学科	学士 (工学) (東京電機大学)
工学部第二部	電気電子工学科	学士 (工学) (東京電機大学)
	機械工学科	学士 (工学) (東京電機大学)
	情報通信工学科	学士 (工学) (東京電機大学)
理工学部	理工学科	学士 (理学) (東京電機大学)
		学士 (工学) (東京電機大学)
		学士 (情報学) (東京電機大学)
未来科学部	建築学科	学士 (工学) (東京電機大学)
	情報メディア学科	学士 (工学) (東京電機大学)
	ロボット・メカトロニクス学科	学士 (工学) (東京電機大学)
システムデザイン工学部		
	情報システム工学科	学士 (工学) (東京電機大学)
	デザイン工学科	学士 (工学) (東京電機大学)

第 7 章 入学、学籍の異動及び賞罰

(入学の時期)

第 34 条 入学の時期は、学年もしくは学期の始めとする。

(入学資格)

第 35 条 本大学に入学できる者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 高等学校を卒業した者もしくは通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者
- (2) 外国において、学校教育における 12 年の課程を修了した者
- (3) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (4) 専修学校の高等課程（修業年限が 3 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則により、文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者

(7) 本大学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達した者

(8) その他、学校教育法及び同施行規則の規定により入学資格を有する者
(入学志願手続)

第36条 入学志願者は、指定の期間内に、入学志願手続をとらなければならない。

(入学者の選考)

第37条 本大学に入学するには、入学者の選考に合格しなければならない。

2 入学者の選考は、学力検査、調査書の審査、面接、健康診断等の方法により行う。

(入学手続)

第38条 入学者の選考に合格した者は、指定の期日までに、保証人連署の誓約書その他必要な書類に、別表第3に定める学費を添えて、入学の手続をしなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に、入学を許可する。

(保証人)

第39条 学生は、在学中、保証人がなければならない。

2 保証人は、父、母、またはその他の成年者で、独立の生計を営む者でなければならない。

3 保証人は、学生の在学中の一切の事項について責任を負う。

(変更の届)

第40条 学生は、氏名、本籍、住所及び保証人もしくはその住所に変更があったときは、すみやかに届出なければならない。

(編入学・転入学)

第41条 次の各号のいずれかに該当する者が、所定の手続を経て、編入学を願い出たときは、定員に余裕がある場合にかぎり、選考のうえ、許可することがある。

(1) 大学を卒業した者

(2) 短期大学を卒業した者

(3) 高等専門学校を卒業した者

(4) 他の大学で1年以上を修了した者

(5) その他、学校教育法及び同施行規則の規定により編入学資格を有する者

2 他の大学の学生が、所定の手続を経て、転入学を願い出たときは、定員に余裕のある場合にかぎり、選考のうえ、許可することがある。

3 前2項により編入学または転入学した者の在学年数には、本条による入学以前の学校在学年数の全部または一部を算入する。

4 本大学の学生が他の大学に転入学を志望するときは、事情により許可することがある。

(転学部・転学科)

第42条 本大学の学生が転学部または転学科を願い出たときは、定員に余裕がある場合にかぎり、選考のうえ、許可することがある。

2 転学部または転学科した者の在学年数には、前に在籍した学部または学科の在学年数の全部または一部を算入する。

(休 学)

第 43 条 傷病またはやむを得ない理由により、ひき続き 3 ヶ月以上出席することができない者は、医師の診断書または理由書を添え、保証人と連署のうえ、休学を願い出て、学部長の許可を受けて休学することができる。

(休学期間)

第 44 条 休学期間は、休学の許可を受けた年度かぎりとする。ただし、特別の事情があると認めるときは、願い出により、休学期間の延長を許可することがある。

2 休学期間は、通算して 3 年をこえることができない。

3 休学期間は在学年数に算入しない。

4 工学部、理工学部、未来科学部及びシステムデザイン工学部においては、休学者は学期ごとに 60,000 円の在籍料を納入する。工学部第二部においては、休学者は学期ごとに 30,000 円の在籍料を納入する。

(復 学)

第 45 条 休学した者は、休学の理由が消滅したときは、保証人と連署のうえ、復学を願い出て、学部長の許可を受けて、復学することができる。

2 復学の時期は、原則として、学期の始めとする。

(退 学)

第 46 条 傷病その他の理由により退学をしようとする者は、医師の診断書または理由書を添え、保証人と連署のうえ、願い出て許可を受けなければならない。

(除 籍)

第 47 条 次の各号のいずれかに該当する者は除籍する。

(1) 最長在学年数をこえた者

(2) 工学部、工学部第二部、未来科学部及びシステムデザイン工学部においては、同一学年に通算して 4 年の在学をこえてなお進級できない者。また、理工学部においては、同一学年に通算して 4 年の在学をこえてなお進級・卒業できない者

(3) 学業成績が特に不良で、改善の見込みがない者

(4) 第 44 条第 2 項に定める通算休学期間をこえてなお復学しない者

(5) 正当な理由がなく、無届で、ひき続き 3 ヶ月以上欠席した者

(6) 工学部、理工学部、工学部第二部、未来科学部及びシステムデザイン工学部において、前期分学費を 7 月末日までに、後期分学費を 1 月末日までに納入しない者

(再入学)

第 48 条 本大学を退学した者または除籍された者が、再び入学を願い出たときは、定員に余裕がある場合にかぎり、選考のうえ、許可することがある。ただし、懲戒による退学者の再入学は、許可しない。

(留 学)

第 49 条 本大学の学生が、外国の大学等の授業科目を履修するため、当該大学等への留学を希望し、かつ本人の教育上有益であると認める場合、これを許可することができる。

- 2 留学期間は1年を原則とする。ただし、本学が認めた大学等への短期留学については、1年未満であっても特別に留学を認めることができる。
- 3 前項により認められた留学期間については、1年を限度として第12条に定める修業年数に算入することができる。
- 4 留学期間中における学費は、事情により減額もしくは免除することができる。

(表 彰)

第50条 学生として表彰に値する行為があった者は、学長が表彰することができる。

(懲 戒)

第51条 本大学の規則・規程に違反し、または学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て、学長が懲戒する。

- 2 懲戒の種類は、その情状により、退学、停学及び訓告とする。
- 3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行なう。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがない者
 - (2) 本大学の秩序を乱し、その他学生としての本分にいちじるしく反した者

第8章 学費及びその他の費用

(学費及びその他の費用)

第52条 入学検定料、学費及び科目等履修費は、別表第3とする。

- 2 学費とは、入学金及び授業料をいう。
- 3 学費及びその他の費用は、所定の期日までに納入しなければならない。
- 4 すでに納入した学費及びその他の費用は返還しない。ただし、入学手続きのために納入した学費その他の費用については、学費取扱規程の定めによる。
- 5 授業料は分納することができる。

第9章 研究生、研究員、科目等履修生及び外国人留学生

(研究生・研究員)

- 第53条 本大学において特定の教員の指導のもとに研究することを志願する者は、選考のうえ、研究生として受入れることができる。
- 2 本大学において特定の専門事項について特定の教員と協力して研究を行うことを志望する者は、選考のうえ、研究員として受入れることができる。

(科目等履修生)

- 第54条 本大学の学生以外の者で、本大学で開設している1または複数の授業科目の履修を希望する者は、本大学の教育研究に支障のない範囲内で、選考のうえ、科目等履修生として科目等の履修を許可することができる。
- 2 科目等履修生については、別に定める。

(外国人留学生)

第 55 条 外国人で第 35 条に定める入学資格がある者は、選考のうえ、外国人特別学生として入学を許可することができる。

2 外国人で本学における特定の授業科目を聴講することを志願する者は、選考のうえ、外国人特別聴講生として入学を許可することができる。

3 外国人で本学における特定の教員について研修を志願する者は、選考のうえ、外国人特別研究生として受入れを許可することができる。

(社会人特別学生)

第 56 条 社会人で第 35 条に定める入学資格がある者は、選考のうえ、社会人特別学生として入学を許可することができる。

2 社会人特別学生は、企業依託学生及び工学部第二部社会人課程学生とする。

3 社会人特別学生についての事項は、別に定める。

(準 用)

第 57 条 前 3 条の規定に抵触しないかぎり、本学則の他の規定は、科目等履修生、外国人留学生及び社会人特別学生に準用する。

第 10 章 改 正 及 び 雑 則

(改 正)

第 58 条 本学則の改正は、第 11 条第 4 項に定める教授会の意見を聴取し、評議会の議を経なければならない。

(施行細則その他)

第 59 条 本学則施行についての細則その他必要な事項は別に定める。

附 則

1 (施行期日)

- (1) 本学則は、昭和 24 年 4 月 1 日から施行する。
- (2) 本学則は、昭和 31 年 4 月 1 日から施行する。
- (3) 本学則は、昭和 32 年 4 月 1 日から施行する。
- (4) 本学則は、昭和 33 年 7 月 1 日から施行する。
- (5) 本学則は、昭和 35 年 4 月 1 日から施行する。
- (6) 本学則は、昭和 36 年 4 月 1 日から施行する。
- (7) 本学則は、昭和 37 年 4 月 1 日から施行する。
- (8) 本学則は、昭和 39 年 4 月 1 日から施行する。
- (9) 本学則は、昭和 40 年 4 月 1 日から施行する。
- (10) 本学則は、昭和 41 年 4 月 1 日から施行する。
- (11) 本学則は、昭和 42 年 4 月 1 日から施行する。
- (12) 本学則は、昭和 43 年 4 月 1 日から施行する。

(13) 本学則は、昭和 45 年 4 月 1 日から施行する。

(14) 本学則は、昭和 47 年 11 月 1 日から施行する。

但し、第 12 条および第 12 条の 2 の別表の変更は昭和 47 年 4 月 1 日まで遡及し施行する。

(15) 本学則は、昭和 49 年 4 月 1 日から施行する。

(16) 本学則は、昭和 50 年 4 月 1 日から施行する。

(17) 本学則は、昭和 51 年 4 月 1 日から施行する。

(18) 本学則は、昭和 52 年 4 月 1 日に全面改正し、同日から施行する。

① 経過措置 昭和 51 年度以前に入学した者に本学則を適用するときは、次の例による。

ア 第 27 条（進級）の規定は、その者が入学した時に遡って適用する。

イ 第 40 条第 2 項（通算休学期間）、第 43 条第 2 号（3 ヶ年留年者の除籍）、および同条第 3 号（通算休学期間をこえた者の除籍）の規定は、昭和 55 年 4 月 1 日から適用する。

② 規程の廃止 第 20 条第 2 項の規定より、教職課程規程は廃止する。

(19) 本学則は、昭和 53 年 4 月 1 日に第 16 条第 2 項、第 29 条および別表第 2・第 3・第 4 を改正し、同日から施行する。

(20) 本学則は、昭和 54 年 4 月 1 日に別表第 2 および別表第 4 を改正し、同日から施行する。

(21) 本学則は、昭和 55 年 4 月 1 日に第 31 条第 3 号、第 47 条第 3 項および別表第 2、第 4 を改正し、同日から施行する。

(22) 本学則は、昭和 56 年 4 月 1 日に第 4 条第 2 項、第 31 条第 4 号および別表第 1・第 2・第 3・第 4 を改正し、同日から施行する。

(23) 本学則は、昭和 57 年 4 月 1 日に第 15 条別表第 2、第 20 条別表第 3、第 47 条第 1 項および別表第 4 を改正し、同日から施行する。

(24) 本学則は、昭和 58 年 4 月 1 日に第 15 条別表第 2、第 20 条別表第 3、第 47 条別表第 4 を改正し、同日から施行する。ただし第 47 条別表第 4 摘要 2 は昭和 58 年度入学生から適用する。

(25) 本学則は、昭和 59 年 4 月 1 日に第 15 条別表第 2、第 47 条別表第 4 を改正し、同日から施行する。

(26) 本学則は、昭和 60 年 4 月 1 日に第 15 条別表第 2、第 47 条別表第 4 を改正し、同日から施行する。

(27) 本学則は、昭和 61 年 4 月 1 日に第 2 条、第 26 条、第 29 条、および別表第 1、第 2、第 3、第 4 および摘要 1・2 を改正し、同日から施行する。

(28) 本学則は、昭和 62 年 4 月 1 日に第 2 条別表第 1、第 15 条別表第 2、第 47 条および別表第 4 および摘要 1 を改正し、同日から施行する。

- (29) 本学則は、昭和 63 年 4 月 1 日に第 13 条第 1 項、第 15 条別表第 2、第 47 条別表第 4 および摘要 1 を改正し、同日から施行する。
- (30) 本学則は、昭和 63 年 7 月 12 日に第 47 条別表第 4 (入学検定料) を改正し、昭和 63 年 11 月 15 日に第 47 条別表第 4 (授業料、施設設備料) および同表摘要 1 を改正し、平成元年 3 月 14 日に第 45 条以下を 1 条ずつ繰り下げ第 45 条 (留学) を加入、並びに第 15 条別表第 2、第 48 条別表第 4 (聴講料) および同表摘要 3 を改正し、平成元年 4 月 1 日に第 15 条別表第 2 を改正し、平成元年 4 月 1 日から施行する。但し、同表に定める入学検定料については平成元年度入学志願者から適用する。
- (31)
- ① 本学則は、平成元年 5 月 16 日に第 2 条別表第 1、第 15 条別表第 2、第 16 条および第 19 条を改正し、平成 2 年 2 月 13 日に第 16 条第 2 項、第 19 条第 1 項および第 28 条第 1 項を改正し、平成 2 年 3 月 13 日に第 15 条別表第 2 を改正し、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。
- ② 本学則は、平成元年 9 月 19 日に第 15 条第 1 項、第 15 条別表第 2 (教職に関する専門教育科目)、第 20 条第 1 項、第 20 条第 2 項および第 20 条別表第 3 を改正し、平成元年 4 月 1 日から施行する。
- 但し、第 15 条別表第 2 (教職に関する専門教育科目)、第 20 条別表第 3 については平成 2 年度入学者から適用する。
- ③ 本学則は、平成元年 11 月 14 日に第 20 条別表第 3、第 48 条、第 48 条別表第 4 および同表摘要 1・2 を改正し、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 但し、第 20 条別表第 3 の免許教科「職業」の廃止については、平成 2 年度入学者から適用する。
- (32)
- ① 本学則は、平成 2 年 7 月 17 日に改正し、入学定員については、第 2 条第 2 項別表第 1 にかかわらず、平成 3 年度から平成 11 年度の期間は次のとおりとし、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

工学部第一部

学 部 名	入学定員 (人)
電気工学科	1 3 0
電気通信工学科	1 3 0
電子工学科	1 3 0

理工学部

学 部 名	入学定員（人）
数理学科	1 1 0
情報科学科	1 0 0
経営工学科	1 1 0
建設工学科	1 1 0
産業機械工学科	1 1 0
応用電子工学科	1 0 0

- ② 本学則は、平成 2 年 11 月 13 日に第 48 条別表第 4 を改正し、平成 3 年 2 月 13 日に第 15 条別表第 2 および第 20 条別表第 3 を改正し、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。
- ③ 本学則は、平成 3 年 2 月 13 日に第 4 条、第 5 条、および第 9 条を改正し、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

(33)

- ① 本学則は、平成 3 年 7 月 16 日に第 48 条別表第 4（入学検定料）を改正し、平成 3 年 11 月 12 日に第 48 条別表第 4（入学金、授業料、実験実習料、教育充実費）を改正し、平成 4 年 2 月 18 日に第 2 条第 2 項、第 2 条別表第 1 および第 15 条別表第 2 を改正し、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。
- ② 本学則は、平成 3 年 10 月 15 日に第 9 条、第 28 条および第 29 条を改正し、平成 3 年 9 月 15 日から施行する。

(34)

- ① 本学則は、平成 4 年 5 月 19 日に第 45 条、第 51 条および第 52 条を改正し、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。
- ② 本学則は、平成 4 年 11 月 10 日に第 48 条別表第 4（入学金、授業料、実験実習料、教育充実費）を改正し、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。
- ③ 本学則は、平成 4 年 12 月 21 日に第 2 条、第 29 条、第 2 条別表第 1、第 15 条別表第 2 および第 20 条別表第 3 を改正し、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

（東京電機大学工学部第一部電気通信工学科、応用理化学科および工学部第二部電気通信工学科の存続に関する経過措置）

工学部第一部電気通信工学科、応用理化学科および工学部第二部電気通信工学科は、改正後の第 2 条、第 29 条、第 2 条別表第 1、第 15 条別表第 2 および第 20 条別表第 3 の規定にかかわらず、平成 5 年 3 月 31 日に当該学科に在籍する者が、当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

- ④ 本学則は、平成 5 年 3 月 17 日に第 2 条から第 14 条まで 1 条ずつ繰り下げ第 2 条（自己評価等）を加入、第 15 条から第 26 条まで 2 条ずつ繰り下げ第 16 条（教育課程の編成方針）を加入、第 27 条から第 54 条までを 5 条ずつ繰り下げ第 29 条（他の大学等における授業科目の履修等）、第 30 条（大学以外の教育施設等における学

修)、第31条(入学前の既修得単位等の認定)を加入、並びに第13条、第17条、第22条、第23条、第28条、第33条、第42条、第50条、第53条、第55条、第56条、第57条、第17条別表第2、第22条別表第3、第53条別表第4、第1章(章名)および第9章(章名)を改正し、平成5年4月1日から施行する。

(35)

- ① 本学則は、平成5年11月9日に第36条、第53条別表第4(授業料、実験実習料、教育充実費)および第56条を改正し、平成6年4月1日から施行する。
- ② 本学則は、平成6年3月15日に第17条乃至第21条、第17条別表第2(授業科目)、第22条別表第3(教員の免許授与の所要の資格の取得)および第33条を改正し、平成6年4月1日から施行する。

(36)

- ① 本学則は、平成6年11月8日に第53条別表第4(授業料、実験実習料、教育充実費)を改正し、平成7年4月1日から施行する。
- ② 本学則は、平成7年3月14日に第17条(授業科目)、同条別表第2-1、第2-2および第19条(履修の要件-工学部第二部)を改正し、平成7年4月1日から施行する。

(37)

- ① 本学則は、平成7年5月16日に第57条以下を1条ずつ繰り下げ第57条(社会人学生)を加入、並びに第58条を改正し、同日から施行する。
- ② 本学則は、平成7年9月19日に第53条別表第4(授業料)を改正し、平成8年4月1日から施行する。
- ③ 本学則は、平成8年3月12日に第17条別表第2-1(工学部第一部および理工学部の授業科目および単位数)を改正し、平成7年8月1日から施行する。
- ④ 本学則は、平成8年3月12日に第17条別表第2(授業科目)を改正し、平成8年4月1日から施行する。

(38)

- ① 本学則は、平成8年7月16日に第17条別表第2-1(工学部第一部および理工学部の授業科目および単位数)を改正し、平成8年9月16日から施行する。
- ② 本学則は、平成8年7月16日に第5条第1項および第3項、第10条第2項第2号を改正し、平成8年10月1日から施行する。
- ③ 本学則は、平成8年9月17日に第53条別表第4(入学金、学費、摘要)を改正し、平成9年4月1日から施行する。
- ④ 本学則は、平成9年3月11日に第5条を改正し、第18条乃至第20条を削除し、第18条(履修の要件)を加入し、第21条以下を2条ずつ繰り上げ、第31条(卒業)、第34条(入学資格)を改正し、別表第2-1~3(工学部第一部、工学部第二部、理工学部の履修の要件)を加入し、別表第2-1(工学部第一部および理工

学部 of 授業科目および単位数) および別表第 2-2 (工学部第二部の授業科目および単位数) を改正し、標題をそれぞれ別表第 3-1、別表第 3-2 とし、別表第 3、別表第 4 を別表第 4、別表第 5 と繰り下げ、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

(39)

- ① 本学則は、平成 9 年 7 月 15 日に第 17 条別表第 3-2 (工学部第二部の授業科目および単位数) を改正し、平成 9 年 9 月 16 日から施行する。
- ② 本学則は、平成 9 年 7 月 15 日に第 51 条別表第 5 (入学検定料、学費、摘要) を改正し、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。
- ③ 本学則は、平成 10 年 3 月 10 日に第 17 条別表第 3-1 (工学部第一部および理工学部の授業科目および単位数)、別表第 3-2 (工学部第二部の授業科目および単位数)、第 18 条別表第 2-1 (工学部第一部の履修の要件) および第 2-2 (工学部第二部の履修の要件) を改正し、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

(40)

- ① 本学則は、平成 10 年 5 月 29 日に第 3 条、第 3 条別表第 1、第 17 条別表第 3-1、第 18 条別表第 2-3 および第 20 条別表第 4 を改正し、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

(東京電機大学理工学部数理学科、経営工学科、建設工学科、産業機械工学科、応用電子工学科の存続に関する経過措置)

理工学部数理学科、経営工学科、建設工学科、産業機械工学科、応用電子工学科は、改正後の第 3 条、第 3 条別表 1、第 17 条別表第 3-1、第 18 条別表第 2-3 および第 20 条別表第 4 の規定にかかわらず、平成 11 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が、当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

- ② 附則(32)①の規定にかかわらず、平成 11 年度の理工学部の入学定員については、次のとおりとする。

学 科 名	入学定員 (人)
数理科学科	1 1 0
情報科学科	1 0 0
情報システム工学科	1 1 0
建設環境工学科	1 1 0
知能機械工学科	1 1 0
電子情報工学科	1 0 0

(41)

- ① 本学則は、平成 10 年 9 月 22 日に第 51 条別表第 5 (学費、摘要) を改正し、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。
- ② 本学則は、平成 11 年 3 月 9 日に第 10 条第 2 項②、第 17 条別表 3-1 (工学部第一部および理工学部の授業科目および単位数)、第 3-2 (工学部第二部の授業科

目および単位数)、第18条別表2-3(理工学部履修の要件)を改正し、平成11年4月1日から施行する。

(42)

- ① 本学則は、平成11年3月9日に第3条第2項別表第1を改正し、平成12年4月1日から施行する。

但し、平成12年度から平成15年度の期間の入学定員は第3条第2項別表第1にかかわらず次のとおりとする。

工学部第一部

学 科 名	入 学 定 員 (人)			
	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
電気工学科	129	128	127	126
情報通信工学科	129	128	127	126
電子工学科	129	128	127	126

理工学部

学 科 名	入 学 定 員 (人)			
	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
数理科学科	104	103	102	101
情報科学科	88	86	84	82
情報システム工学科	104	103	102	101
建設環境工学科	104	103	102	101
知能機械工学科	104	103	102	101
電子情報工学科	88	86	84	82

- ② 本学則は、平成11年3月9日に第3条、第3条第2項別表第1、第17条別表3-1、第18条別表2-3および第32条を改正し、平成12年4月1日から施行する。
- ③ 本学則は、平成11年3月9日に第3条、第3条第2項別表第1および第40条を改正し、平成12年4月1日から施行する。

(43)

- ① 本学則は、平成11年9月14日に第33条を改正し、平成11年9月1日より施行する。
- ② 本学則は、平成11年9月14日に第27条第1項、第28条第2項、第29条第3項および第51条別表第5(学費、摘要)を改正し、平成12年4月1日から施行する。
- ③ 本学則は、平成12年3月7日に第2条第1項を改正し、第2条第3項および同条第4項を加入、第6条第2項を改正し、第16条第3項および第18条第2項、第3項を加入、第31条第2項を改正し、平成12年4月1日から施行する。ただし、第

31 条第 2 項の「3 年以上の在学での卒業」については、平成 12 年度入学者から適用する。

- ④ 本学則は、平成 12 年 3 月 7 日に第 17 条別表第 3－1（工学部第一部および理工学部の授業科目および単位数）、第 3－2（工学部第二部の授業科目および単位数）および別表第 4（教員の免許状授与の所要の資格の取得）を改正し、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

(44)

- ① 本学則は、平成 11 年 9 月 14 日に第 1 条、第 3 条、第 3 条別表第 1、第 13 条、第 14 条、第 15 条、第 17 条別表 3－1、第 18 条を改正し、第 18 条別表第 2－4 を加入、第 31 条、第 32 条、第 40 条、第 43 条、第 46 条および第 50 条別表第 5 を改正し、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。
- ② 本学則は、平成 12 年 9 月 19 日に第 3 条第 2 項別表第 1（学生入学定員および収容定員）、第 17 条別表第 3－1（工学部第一部および理工学部の授業科目および単位数）、第 3－2（工学部第二部の授業科目および単位数）および第 20 条別表第 4（教員の免許状授与の所要の資格の取得）、第 40 条第 1 項を改正し、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

但し、平成 13 年度から平成 15 年度の期間の入学定員は第 3 条第 2 項別表第 1 および附則（42）①にかかわらず次の通りとする。

工学部第一部

学 科 名	入 学 定 員 (人)		
	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
電気工学科	1 2 3	1 2 2	1 2 1
情報通信工学科	1 2 3	1 2 2	1 2 1
電子工学科	1 2 3	1 2 2	1 2 1

- ③ 本学則は、平成 13 年 2 月 20 日に第 17 条別表第 3－1（工学部第一部、理工学部および情報環境学部の授業科目および単位数）、第 3－2（工学部第二部の授業科目および単位数）および第 51 条第 2 項、第 3 項を改正、第 4 項を加入、同条別表第 5（学費、適用）を改正し、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

(45)

- ① 本学則は、平成 12 年 10 月 17 日に第 3 条、第 3 条第 2 項別表第 1、第 17 条別表第 3－1、第 18 条別表第 2－1、第 20 条別表第 4 および第 32 条第 2 項を改正し、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

但し、平成 14 年度から平成 16 年度の期間の入学定員は第 3 条第 2 項別表第 1 および附則（44）②にかかわらず次の通りとする。

工学部第一部

学 科 名	入 学 定 員 (人)		
	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
電気工学科	1 1 2	1 1 1	1 1 0
情報通信工学科	1 1 2	1 1 1	1 1 0
電子工学科	1 1 2	1 1 1	1 1 0

(東京電機大学工学部第一部物質工学科および精密機械工学科の存続に関する経過措置)

工学部第一部物質工学科および精密機械工学科は改正後の第3条、第3条第2項別表第1、第17条別表第3-1、第18条別表第2-1、第20条別表第4および第32条第2項の規定にかかわらず、平成14年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

- ② 本学則は、平成13年2月20日に第3条第2項別表第1（学生入学定員および収容定員）工学部第二部、第17条別表第3-1（工学部第一部、理工学部および情報環境学部の授業科目および単位数）を改正し、平成14年4月1日から施行する。
- ③ 本学則は、平成13年6月19日に第27条、第51条および第51条別表第5を改正し、平成14年4月1日から施行する。
- ④ 本学則は、平成13年9月18日に第17条別表第3-1（工学部第一部、理工学部および情報環境学部の授業科目および単位数）、第3-2（工学部第二部の授業科目および単位数）、第18条別表第2-2（工学部第二部の履修の要件）および第20条別表第4（教員の免許状授与の所要の資格の取得）、第51条別表第5（学費およびその他の費用・摘要）を改正し、平成14年4月1日から施行する。
- ⑤ 本学則は、平成13年11月20日に第51条別表第5を改正し、平成14年4月1日から施行する。
- ⑥ 本学則は、平成14年3月22日に第17条別表第3-1および3-2、第26条第1項、第28条第1項、第31条第2項、第34条第2号から第5号を改正し、平成14年4月1日から施行する。

(46)

- ① 本学則は、平成15年1月21日に第51条（学費およびその他の費用）を改正し、平成15年1月1日から施行する。
- ② 本学則は、平成15年3月20日に第5条、第10条、第17条別表第3-1および3-2、第31条別表第2-3、第51条別表第5を改正し、平成15年4月1日から施行する。

(47)

- ① 本学則は、平成 15 年 9 月 16 日に第 3 条第 2 項別表第 1 を改正し、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 16 年 3 月 31 日に当該学科に在学する編入学生については、これが卒業するまでの間、従前の編入学定員によるものとする。
- ② 本学則は、平成 16 年 1 月 13 日に第 46 条（除籍）を改正し、平成 16 年 2 月 1 日から施行する。ただし、第 46 条第 1 項第 2 号の工学部第一部および工学部第二部記載分については、平成 14 年度入学生から適用する。
- ③ 本学則は、平成 16 年 3 月 16 日に第 17 条別表第 3－1 および 3－2、第 31 条別表第 2－3、第 51 条別表第 5 を改正し、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

(48)

- ① 本学則は、平成 16 年 4 月 20 日に第 3 条、第 3 条第 2 項別表第 1（学生入学定員および収容定員）、第 5 条第 2 項、第 17 条別表 3－1（工学部第一部、理工学部および情報環境学部の授業科目および単位数）、別表 3－2（工学部第二部の授業科目および単位数）、第 18 条別表 2－1（工学部第一部の履修の要件）、別表 2－2（工学部第二部の履修の要件）および第 32 条を改正し、平成 16 年 5 月 1 日から施行する。
- ② 本学則は、平成 17 年 3 月 15 日に第 10 条第 2 項第 2 号（審議事項）、第 17 条別表第 3－1（工学部第一部、理工学部および情報環境学部の授業科目および単位数）、第 20 条別表第 4（教員の免許状授与の所要の資格の取得）、第 40 条（編入学・転入学）、第 43 条第 4 項、第 51 条別表第 5（学費およびその他の費用）を改正し、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(49)

- ① 本学則は、平成 17 年 5 月 17 日に第 3 条、第 3 条第 2 項別表第 1（学生入学定員および収容定員）、第 17 条別表第 3－1（工学部第一部、理工学部および情報環境学部の授業科目および単位数）、第 18 条別表第 2－4（情報環境学部の履修の要件）、第 20 条別表第 4（教員の免許状授与の所要の資格の取得）、および第 32 条第 2 項（学位の授与）を改正し、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

（東京電機大学情報環境学部情報環境工学科および情報環境デザイン学科の存続に関する経過措置）

情報環境学部情報環境工学科および情報環境デザイン学科は改正後の第 3 条、第 3 条第 2 項別表第 1、第 17 条別表第 3－1、第 18 条別表第 2－4、第 20 条別表第 4 および第 32 条第 2 項の規定にかかわらず、平成 18 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

なお、当該学科の編入学定員については、平成 18 年度は 2 年次、3 年次ともに各 3 名、平成 19 年度は 3 年次に各 3 名とする。

- ② 本学則は、平成 17 年 10 月 18 日に第 20 条別表第 4（教員の免許状授与の所要の資格の取得）を改正し、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

- ③ 本学則は、平成 17 年 12 月 13 日に第 46 条および第 51 条別表第 5（学費およびその他の費用）を改正し、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- ④ 本学則は、平成 18 年 3 月 14 日に第 17 条別表第 3－1（工学部第一部、理工学部および情報環境学部の授業科目および単位数）、別表第 3－2（工学部第二部の授業科目および単位数）、第 18 条別表第 2－1（工学部第一部の履修の要件）および第 20 条第 2 項別表第 4（教員の免許状授与の所要の資格の取得）を改正し、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(50)

- ① 本学則は、平成 18 年 4 月 18 日に第 10 条第 2 項第 2 号を改正し、平成 18 年 5 月 1 日から施行する。
- ② 本学則は、平成 18 年 4 月 18 日に第 3 条、第 3 条第 2 項別表第 1、第 9 条、第 13 条、第 14 条、第 15 条、第 17 条別表第 3-1、第 18 条、第 18 条別表第 2-1 および別表第 2-3 を改正し、第 18 条別表第 2-5 を加入、第 31 条、第 32 条、第 43 条、第 46 条、第 51 条別表第 5 を改正し、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

（東京電機大学工学部第一部（電気工学科、電子工学科、環境物質化学科、機械工学科、機械情報工学科、情報通信工学科、情報メディア学科、建築学科）および理工学部数理科学科、情報科学科、情報システム工学科、建設環境工学科、知能機械工学科、電子情報工学科、生命工学科、情報社会学科の存続に関する経過措置）

東京電機大学工学部第一部および理工学部数理科学科、情報科学科、情報システム工学科、建設環境工学科、知能機械工学科、電子情報工学科、生命工学科、情報社会学科は、改正後の、第 3 条、第 3 条第 2 項別表第 1、第 9 条、第 13 条、第 14 条、第 15 条、第 17 条別表第 3-1、第 18 条、第 18 条別表第 2-1 および別表第 2-3、第 31 条、第 32 条、第 43 条、第 46 条、第 51 条別表第 5 の規定にかかわらず、平成 19 年 3 月 31 日に当該学部学科に在学する者が当該学部学科に在学しなくなるまで間、存続するものとする。

- ③ 本学則は、平成 18 年 10 月 17 日に第 17 条別表第 3－1（工学部、理工学部、情報環境学部および未来科学部の授業科目および単位数）および第 20 条別表第 4（教員の免許状授与の所要の資格の取得）を改正し、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- ④ 本学則は、平成 18 年 12 月 22 日に第 7 条、第 8 条第 2 項および第 10 条第 1 項第 9 号を改正し、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- ⑤ 本学則は、平成 19 年 3 月 13 日に第 17 条別表第 3－1（工学部、理工学部、情報環境学部および未来科学部の授業科目および単位数）、別表第 3－2（工学部第二部の授業科目および単位数）、第 20 条第 2 項別表第 4（教員の免許状授与の所要の資格の取得）および第 34 条を改正し、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(51)

- ① 本学則は、平成 19 年 5 月 15 日に第 3 条、第 3 条第 2 項別表第 1（学生入学定員および収容定員）、第 17 条別表第 3－2（工学部第二部の授業科目および単位

数)、第 18 条別表第 2-2 (工学部第二部の履修の要件)、第 32 条第 2 項および第 55 条第 2 項、第 3 項を改正し、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(東京電機大学工学部第二部電気工学科および電子工学科の存続に関する経過措置)

東京電機大学工学部第二部電気工学科および電子工学科は、改正後の第 3 条、第 3 条第 2 項別表第 1、第 17 条別表第 3-2、第 18 条別表第 2-2、第 32 条の規定にかかわらず、平成 20 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

- ② 本学則は、平成 19 年 7 月 10 日に第 17 条別表第 3-2 (工学部第二部の授業科目および単位数) および第 20 条別表第 4 (教員の免許状授与の所要の資格の取得) を改正し、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(東京電機大学工学部第二部電気工学科および電子工学科の存続に関する経過措置)

東京電機大学工学部第二部電気工学科および電子工学科は、改正後の第 20 条別表第 4 の規定にかかわらず、平成 20 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

- ③ 本学則は、平成 20 年 3 月 11 日に第 17 条別表第 3-1 (工学部、理工学部、情報環境学部および未来科学部の授業科目および単位数)、別表第 3-2 (工学部第二部の授業科目および単位数)、第 20 条第 2 項別表第 4 (教員の免許状授与の所要の資格の取得) および第 51 条別表第 5 (学費およびその他の費用) を改正し、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

- (52) 本学則は、平成 21 年 3 月 17 日に第 17 条別表第 3-1 (工学部、理工学部、情報環境学部および未来科学部の授業科目および単位数)、別表第 3-2 (工学部第二部の授業科目および単位数)、第 18 条別表第 2-1 (工学部の履修の要件)、第 47 条および第 51 条別表第 5 (学費およびその他の費用) を改正し、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

- (53) 本学則は、平成 21 年 7 月 14 日に第 17 条別表第 3-1 (工学部、理工学部、情報環境学部および未来科学部の授業科目および単位数)、別表第 3-2 (工学部第二部の授業科目および単位数)、第 20 条第 2 項別表第 4 (教員の免許状授与の所要の資格の取得) を改正し、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

- (54) 本学則は、平成 21 年 10 月 13 日に第 5 条第 3 項および第 10 条第 2 項第 2 号を改正し、平成 21 年 11 月 1 日から施行する。

- (55) 本学則は、平成 22 年 3 月 9 日に第 1 条、第 2 条、第 3 条、第 6 条、第 7 条、第 8 条、第 9 条、第 10 条、第 12 条、第 13 条、第 14 条、第 15 条、第 16 条、第 17 条、第 18 条、第 19 条、第 20 条、第 21 条、第 23 条、第 24 条、第 25 条、第 26 条、第 27 条、第 28 条、第 29 条、第 31 条、第 37 条、第 39 条、第 40 条、第 43 条、第 46 条、第 47 条、第 50 条、第 51 条、第 55 条、第 56 条を改正し、第 17 条別表第 3-1 (工

学部、理工学部、情報環境学部および未来科学部の授業科目および単位数)、3-2(工学部第二部の授業科目および単位数)、第18条別表第2-1(工学部の履修要件)、別表第2-2(工学部第二部の履修要件)、別表第2-3(理工学部の履修要件)、別表第2-4(情報環境学部の履修要件)、別表第2-5(未来科学部の履修要件)、第20条別表第4(教員の免許状授与の所要の資格の取得)を削除し、第20条別表第2(本大学で取得できる教育職員免許状の種類並びに免許教科)を加入し、平成22年4月1日から施行する。

(56) 本学則は、平成23年3月8日に第5条、第10条第2項第2号、第34条、第51条別表第3を改正し、平成23年4月1日から施行する。

(57) 本学則は、平成24年3月13日に、第43条第4項、第46条第1項第2号、第6号、第51条別表第3を改正し、平成24年4月1日から施行する。

ただし、第43条第4項の在籍料の納入については、平成23年度以前に入学した工学部、工学部第一部、理工学部、未来科学部及び工学部第二部の学生には適用しない。

(58) 本学則は、平成24年9月18日に第5条第2項及び第10条第2項第2号を改正し、平成24年10月1日から施行する。

(59) 本学則は、平成25年3月12日に、第51条別表第3を改正し、平成25年4月1日から施行する。

(60) 本学則は、平成26年3月11日に、第51条別表第3を改正し、平成26年4月1日から施行する。

(61) 本学則は、平成26年10月14日に、第3条第2項別表第1を改正し、平成27年4月1日から施行する。

(62) 附則(61)の規定にかかわらず、平成27年度から平成29年度の工学部第二部及び情報環境学部の入学定員、編入学定員及び収容定員は次のとおりとする。

学部又は学科の種類	年度	入学定員	編入学定員	収容定員
工学部第二部 電気電子工学科	平成27年度	50	2年次 2名 3年次 2名	204
	平成28年度			208
	平成29年度			210
工学部第二部 機械工学科	平成27年度	50	2年次 2名 3年次 2名	204
	平成28年度			208
	平成29年度			210
工学部第二部 情報通信工学科	平成27年度	50	2年次 2名 3年次 2名	204
	平成28年度			208
	平成29年度			210
情報環境学部 情報環境学科	平成27年度	240		978
	平成28年度			966
	平成29年度			960

- (63) 本学則は、平成 27 年 3 月 10 日に、第 51 条別表第 3 を改正し、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- (64) 本学則は、平成 27 年 3 月 10 日に、第 51 条別表第 3 を改正し、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- (65) 本学則は、平成 27 年 3 月 24 日に、第 8 条から第 58 条まで 1 条ずつ繰り下げ第 8 条（大学評議会）を加入、並びに第 6 条、新第 10 条、新第 11 条、新第 41 条、新第 47 条、新第 49 条、新第 55 条、新第 56 条及び新第 58 条を改正し、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- (66) 本学則は、平成 28 年 3 年 8 日に、第 8 条、第 52 条別表第 3、第 58 条を改正し、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。（第 52 条別表第 3 の改正は、附則（64）の施行前における再改正）
- (67) 本学則は、平成 28 年 3 月 8 日に、第 3 条第 1 項、第 3 条第 2 項別表第 1（学生入学定員および収容定員）、第 16 条、第 33 条第 2 項、第 38 条、第 44 条第 4 項、第 47 条、第 52 条第 1 項別表第 3（学費及びその他の費用）を改正し、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

（東京電機大学工学部環境化学科及び情報環境学部情報環境学科の存続に関する経過措置）

東京電機大学工学部環境化学科及び情報環境学部情報環境学科は、改正後の第 3 条第 1 項、第 3 条第 2 項別表第 1、第 16 条、第 33 条第 2 項、第 38 条、第 44 条第 4 項、第 47 条、第 52 条第 1 項別表第 3 の規定にかかわらず、平成 29 年 3 月 31 日に当該学部学科に在学する者が当該学部学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

- (68) 本学則は、平成 29 年 3 月 14 日に、第 21 条別表第 2、第 35 条、第 41 条を改正し、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

（東京電機大学工学部環境化学科及び情報環境学部情報環境学科の存続に関する経過措置）

東京電機大学工学部環境化学科及び情報環境学部情報環境学科は、改正後の第 21 条別表第 2 の規定にかかわらず、平成 29 年 3 月 31 日に当該学部学科に在学する者が当該学部学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

- (69) 本学則は、平成 29 年 1 月 24 日に、第 3 条第 2 項別表第 1 を改正し、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- (70) 附則（69）の規定にかかわらず、平成 30 年度から平成 32 年度の工学部第二部の入学定員及び収容定員は次のとおりとする。

工学部第二部

学科名	年度	入学定員	収容定員
電気電子工学科	平成 30 年度	60	216
	平成 31 年度		222
	平成 32 年度		230
機械工学科	平成 30 年度	60	216
	平成 31 年度		222
	平成 32 年度		230
情報通信工学科	平成 30 年度	60	216
	平成 31 年度		222
	平成 32 年度		230

(71) 本学則は、平成 29 年 7 月 11 日に、第 52 条第 1 項別表第 3 を改正し、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(72) 本学則は、平成 30 年 1 月 23 日に、第 52 条第 1 項別表第 3 を改正し、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(73) 本学則は、平成 30 年 3 月 13 日に、第 52 条第 1 項別表第 3 及び第 56 条第 2 項を改正し、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(東京電機大学工学部第二部社会人コース学生の存続に関する経過措置)

東京電機大学工学部第二部社会人コース学生は、改正後の第 56 条第 2 項の規定にかかわらず、当該コースに在学する者が、在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

(74) 本学則は、平成 30 年 6 月 12 日に、第 5 条第 4 項を 1 項繰り下げ第 4 項を加入、第 11 条第 4 項を改正し、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(75) 本学則は、平成 31 年 3 月 12 日に、第 52 条第 1 項別表第 3 を改正し、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(76) 本学則は、平成 31 年 3 月 12 日に、第 52 条第 1 項別表第 3 を改正し、平成 32 年 4 月 1 日から施行する。

(77) 本学則は、令和 2 年 3 月 10 日に、第 3 条第 2 項、第 3 条第 2 項別表第 1 及び第 52 条第 1 項別表第 3 を改正し、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(78) 本学則は、令和 2 年 7 月 14 日に、第 22 条第 3 項を 1 項繰り下げ新第 3 項を加入及び第 52 条第 1 項別表第 3 を改正し、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(79) 本学則は、令和 3 年 3 月 9 日に、第 52 条第 1 項別表第 3 (学費及びその他の費用) を改正し、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(80) 本学則は、令和 3 年 9 月 14 日に、第 52 条第 1 項別表第 3 (学費及びその他の費用)、第 2 項、第 5 項を改正し、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(81) 附則 (80) の規定にかかわらず、令和 3 年度以前の入学者に適用する学費及びその他の費用は次のとおりとする。ただし、留年者及び休学者の復学時の学費及びその他の費用については、当該学年の正規学年次生のそれを適用する。

工学部、理工学部、システムデザイン工学部

	学部名	入学年度	学年次	金額 (円)
授業料 (年額)	工学部	令和 3 年度入学者	2	931, 000
			3	955, 000
			4	979, 000
		令和 2 年度入学者	3	955, 000
			4	979, 000
		平成 31 年度入学者	4	979, 000
	理工学部	令和 3 年度入学者	2	931, 000
			3	955, 000
			4	979, 000
		令和 2 年度入学者	3	955, 000
			4	979, 000
		平成 31 年度入学者	4	979, 000
	システムデザイン工学部	令和 3 年度入学者	2	931, 000
			3	955, 000
			4	979, 000
		令和 2 年度入学者	3	955, 000
			4	979, 000
		平成 31 年度入学者	4	979, 000
実験実習料 (年額)	工学部	令和 3 年度入学者	2	150, 000
			3, 4	165, 000
		令和 2 年度入学者	3, 4	165, 000
		平成 31 年度入学者	4	165, 000
	理工学部	令和 3 年度入学者	2	150, 000
			3, 4	165, 000
		令和 2 年度入学者	3, 4	165, 000
		平成 31 年度入学者	4	165, 000
	システムデザイン工学部	令和 3 年度入学者	2	150, 000
			3, 4	165, 000
		令和 2 年度入学者	3, 4	165, 000
		平成 31 年度入学者	4	165, 000

教育充実費 (年額)	工学部	令和 3 年度入学者	2	344,000
			3, 4	359,000
		令和 2 年度入学者	3, 4	359,000
		平成 31 年度入学者	4	359,000
	理工学部	令和 3 年度入学者	2	304,000
			3, 4	319,000
		令和 2 年度入学者	3, 4	319,000
		平成 31 年度入学者	4	319,000
	システムデザイン工学部	令和 3 年度入学者	2	344,000
			3, 4	359,000
		令和 2 年度入学者	3, 4	359,000
		平成 31 年度入学者	4	359,000

工学部第二部

学費		入学年度	学年次	金額 (円)	備 考
授業料 (年額)	基礎額	令和 2 ～ 3 年度入学者	2 ～ 4	121,600	基礎額と 1 単位につき 13,400 円で計算した金額の総額を徴収する。ただし、従量額の総額については履修登録後に徴収する。
	従量額 (1 単位単価)		2 ～ 4	13,400	
	基礎額	平成 31 年度入学者	4	121,600	基礎額と 1 単位につき 12,400 円で計算した金額の総額を徴収する。ただし、従量額の総額については履修登録後に徴収する。
	従量額 (1 単位単価)		4	12,400	
教育充実費 (年額)		平成 31 年度～令和 3 年度入学者	2 ～ 4	174,500	

未来科学部

学費	学科名	入学年度	学年次	金額 (円)
授業料(年額)	建築学科 情報メディア学科 ロボット・メカトロニクス 学科	令和3年度入学者	2	931,000
			3	955,000
			4	979,000
		令和2年度入学者	3	955,000
			4	979,000
		平成31年度入学者	4	979,000
実験実習料 (年額)	建築学科	令和3年度入学者	2	191,000
			3, 4	206,000
		令和2年度入学者	3, 4	206,000
		平成31年度入学者	4	206,000
	情報メディア学科 ロボット・メカトロニクス 学科	令和3年度入学者	2	150,000
			3, 4	165,000
		令和2年度入学者	3, 4	165,000
		平成31年度入学者	4	165,000
教育充実費 (年額)	建築学科 情報メディア学科 ロボット・メカトロニクス 学科	令和3年度入学者	2	344,000
			3, 4	359,000
		令和2年度入学者	3, 4	359,000
		平成31年度入学者	4	359,000

(82) 本学則は、令和3年12月21日に、第1条を改正し、令和4年4月1日から施行する。

(83) 本学則は、令和5年●月●日に、第21条第2項別表第2（教員の免許状授与の必要の資格の取得）、第52条第1項別表第3（学費及びその他の費用）を改正し、令和5年4月1日から施行する。

(84) 本学則は、令和●年●月●日に、第21条別表第2（教員の免許状授与の必要の資格の取得）を改正し、令和6年4月1日から施行する。

別表第1 学生入学定員及び収容定員

工学部

学 科 名	入学定員(人)	収容定員(人)
電気電子工学科	120	480
電子システム工学科	90	360
応用化学科	80	320
機 械 工 学 科	110	440
先端機械工学科	100	400
情報通信工学科	110	440

工学部第二部

学 科 名	入学定員(人)	収容定員(人)
電気電子工学科	60	240
機械工学科	60	240
情報通信工学科	60	240

理工学部

学 科 名	入学定員(人)	収容定員(人)
理工学科	600	2400

未来科学部

学 科 名	入学定員(人)	収容定員(人)
建 築 学 科	130	520
情報メディア学科	110	440
ロボット・メカトロニクス学科	110	440

システムデザイン工学部

学 科 名	入学定員(人)	収容定員(人)
情報システム工学科	130	520
デザイン工学科	110	440

別表第2 教員の免許状授与の所要の資格の取得

1. 本大学で取得できる教育職員免許状の種類ならびに免許教科

免許状の種類	免許教科	該 当 学 部 ・ 学 科
高等学校教諭 一種免許状	工 業	工学部 電気電子工学科・電子システム工学科・ 機械工学科・先端機械工学科・情報通信工学科 工学部第二部 電気電子工学科・機械工学科・情報通信工学科 理工学部 理工学科 未来科学部 建築学科・情報メディア学科・ロボット・メカトロニクス学科 システムデザイン工学部 デザイン工学科
	理 科	工学部 応用化学科 理工学部 理工学科
	数 学	工学部 電気電子工学科・機械工学科・情報通信工学科 理工学部 理工学科 未来科学部 建築学科・情報メディア学科・ロボット・メカトロニクス学科 システムデザイン工学部 情報システム工学科
	情 報	工学部 電気電子工学科・電子システム工学科・ 機械工学科・ <u>先端機械工学科</u> ・情報通信工学科 工学部第二部 電気電子工学科・機械工学科・情報通信工学科 理工学部 理工学科 未来科学部 情報メディア学科・ロボット・メカトロニクス学科 システムデザイン工学部 情報システム工学科・デザイン工学科
中学校教諭 一種免許状	理 科	工学部 応用化学科 理工学部 理工学科
	数 学	工学部 電気電子工学科・機械工学科・情報通信工学科 理工学部 理工学科 未来科学部 建築学科・情報メディア学科・ロボット・メカトロニクス学科 システムデザイン工学部 情報システム工学科
	技 術	工学部 電子システム工学科・先端機械工学科 システムデザイン工学部 デザイン工学科

別表第3 学費及びその他の費用

(1) 入学検定料

(単位 円)

学 部 名	入学選抜種別		
	一般選抜	大学入学共通テスト利用選抜	左記以外の入学選抜
工学部	33,000	15,000	35,000
工学部第二部	22,000	15,000	35,000
理工学部	33,000	15,000	35,000
未来科学部	33,000	15,000	35,000
システムデザイン工学部	33,000	15,000	35,000

(2) 学 費

① 入学金

(単位 円)

学 部 名	金 額	備 考
工学部	250,000	初年次のみ
工学部第二部	130,000	
理工学部	250,000	
未来科学部	250,000	
システムデザイン工学部	250,000	

② 授業料(年額)

1) 工学部、理工学部、未来科学部、システムデザイン工学部

(単位 円)

学 部 名	学科名	授業料(年額)			
		1年次	2年次	3年次	4年次
工学部	全学科	1,401,000	1,425,000	1,479,000	1,503,000
理工学部	理工学科	1,361,000	1,385,000	1,439,000	1,463,000
未来科学部	建築学科	1,442,000	1,466,000	1,520,000	1,544,000
	情報メディア学科	1,401,000	1,425,000	1,479,000	1,503,000
	ロボット・メカトロニクス学科				
システムデザイン工学部	全学科	1,401,000	1,425,000	1,479,000	1,503,000

2) 工学部第二部

(単位 円)

学部名	学科名	授業料(年額)		備考
		基礎額	従量額 (1単位単価)	
工学部第二部	全学科	296,100	13,400	基礎額と1単位につき13,400円で計算した金額の総額を徴収する。ただし、従量額の総額については履修登録後に徴収する。

(3) 科目等履修費

(単位 円)

学 部 名	資格審査料	履修料(1単位につき)	
		講義・演習科目	実験・実習科目
工学部	10,000	16,000	20,000
工学部第二部		16,000	20,000
理工学部		16,000	20,000
未来科学部		16,000	20,000
システムデザイン工学部		16,000	20,000

摘要

- 編入学者、転学部者及び再入学者の学費及びその他の費用については、当該学年の正規学年次生のそれを適用する。
- 留年者及び休学者の復学時の学費及びその他の費用については、当該学年の正規学年次生のそれを適用する。
- 入学検定料について、併願等による割引を行う場合は、常勤理事会の議を経て理事長が割引額を決定する。
- 工学部、理工学部、未来科学部及びシステムデザイン工学部の卒業延期者において、未修得科目が8単位以下の者については、翌年度の授業料を減免する。減免額等については別に定める。

東京電機大学工学部規則（案）

平成 22 年 3 月 9 日

規 4 第 86 号

第 1 章 総 則

（趣旨）

第 1 条 この規則は、東京電機大学学則（以下「大学則」という。）第 3 条第 3 項に基づき、工学部（以下「本学部」という。）の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的、教育課程及び単位、学年及び学期、成績及び卒業その他大学則施行上必要な事項を定める。

（人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的）

第 2 条 本学部は、本学の建学の精神「実学尊重」、教育・研究理念「技術は人なり」に基づき、現代社会の基幹を成す科学技術分野において、過去から現代に至る「知」を継承し、さらに次世代に必要とされる新たな「知」と「技術」を創成する。

すなわち、現代社会の基幹を構成し将来に亘って必要とされる科学技術分野において、様々な状況に順応し、安全で快適な社会の発展に貢献できる優秀な技術者を養成することを目的とする。

2 本学部の各学科における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

（1）電気電子工学科は、電気電子工学分野の深い専門知識と広い視野を持ち、あらゆる産業分野で広く活躍できる創造力豊かで社会に貢献できる国際的に通用する人材を育成する。

本学科は、電気電子工学の何れの分野に進んだ場合でも柔軟に対応できる基礎学力を十分に習得するための基礎科目と、電気電子工学の広範で深い専門知識を習得するための専門科目を学ばせるとともに、外国語を含めたコミュニケーション能力や主体的かつ創造的なデザイン能力とプロジェクト遂行能力などの、電気電子工学分野の優れた技術者・研究者として必要な能力を涵養することを目的とする。

（2）電子システム工学科は、電気電子工学を基礎として、光工学、情報工学を含む総合的な知識と技術を有し、安全で快適な社会の発展に貢献することのできる思考力と創造力豊かで応用力を有する人材を養成する。

本学科は、電気電子工学とその関連分野を基礎から応用まで系統的に学ばせるとともに、低学年次から配当される多彩な実験科目・実習科目を通じて、実社会で活躍できる課題解決力、コミュニケーション能力およびプレゼンテーション力を涵養することを目的とする。

（3）応用化学科は、工学における応用化学分野に関する基礎から応用までの知識と技術を有し、安全で快適な持続可能な社会の構築に貢献することのできる思考力と創造力豊かで応用力を有する人材を育成する。

本学科は、現代社会の基幹を構成し将来に亘って必要とされる応用化学分野において、教育研究を通じて学ばせることにより、様々な状況に順応できる優秀な技術者を育成することを目的とする。

- (4) 機械工学科は、機械技術及び機械システムとその周辺分野に関する基礎から応用までの総合的な知識と技術を有し、安全で快適な社会の発展に貢献することのできる思考力と創造力豊かで応用力を有する人材を養成する。

本学科は、機械工学分野における現代的ニーズを意識した幅広い専門科目を用意し、その教育目標を達成させるために専門基礎、材料系、加工系、熱系、振動制御系の学問を体系的に学ばせる。また、製図・実験・実習を通じて総合的な設計能力・解析能力を涵養することを目的とする。

- (5) 先端機械工学科は、従来の機械技術分野に加えて、情報系、電気・電子系等の周辺分野の技術に関する基礎知識も有し、自動車や加工機械等の高精度、高性能な機械システムや、医療・福祉機器等の人によさしい機械システムの設計・開発に必要とされる総合的な知識と洞察力を備えた人材を育成する。

本学科は、ワークショップ、実験、実習、CAD等の実技科目を通して経験に基づく機械技術の基礎を学ばせるとともに、医療・福祉、マイクロマシン等の先端技術分野も学ばせることで、広範な技術に柔軟に対応できる創造力を涵養することを目的とする。

- (6) 情報通信工学科は、情報・コンピュータ技術と通信・ネットワーク技術の両分野に関する基礎から応用までの知識と技術を広く総合的に有し、安全で快適な社会の発展に貢献することのできる思考力と創造力豊かで応用力を有する人材を育成する。

本学科は、基礎学力を柱とし、情報通信工学分野の基礎を学ばせ、さらに、情報通信システム、マルチメディア処理、コンピュータネットワーク、コンピュータ応用技術の各分野を系統的かつ専門的に学ばせるとともに、自発性、問題解決能力や実践力、そして新技術に柔軟に対応し受容するための基礎学力と応用力を涵養することを目的とする。

第2章 学年及び学期

(学年・学期)

第3条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

2 学年を次の2つの学期に分ける。

前学期 4月1日から9月4日まで

後学期 9月5日から翌年3月31日まで

第3章 教育課程及び単位

(授業科目)

第4条 授業科目の区分は、共通教育科目、専門教育科目及び教職課程に関する科目とし、別表第1のとおり開講する。

(履修の要件)

第5条 本学部における履修の要件については、別表第2のとおりとする。

(履修単位の制限)

第6条 本学部では、各学期に履修できる単位数を22単位までとする。ただし、自由科目及び集中講義科目は、履修できる単位数の上限に含まない。

2 所定の単位を優れた成績をもって修得した者については、前項に定める上限を超えて、科目を履修することができる。履修方法は別に定める。

(教員の免許状授与の所要の資格の取得)

第7条 本学部において取得できる免許状の種類は大学則別表第2とし、教職課程に関する科目及び必要な授業科目は別表第3とする。

第4章 成績及び卒業

(成績評価・単位認定)

第8条 本学部は大学則第27条に基づき、科目の成績評価を行う。

2 本学部における、成績評価及びGPA (Grade Point Average) ポイントは、次の評点区分に基づき行う。

評点	成績評価	GPA ポイント
90～100	S	4
80～89	A	3
70～79	B	2
60～69	C	1
0～59	D	0
放棄	—	0

(卒業)

第9条 本学部は、4年以上在学し、第5条別表第2に規定する履修の要件に従い、合計124単位以上を修得した者を卒業と認定する。

2 本学部は、大学則第32条第2項に定める卒業の基準を別に定める。

(退学勧告等)

第10条 学科長等は、本学教授会の議を経て定められたGPA基準等に該当する学業成績が不良な者に対し、口頭での教育的指導を行うとともに、退学予備勧告を行うことができる。

2 学部長は、退学予備勧告を受けた者のうち、本学部教授会の議を経て定められたGPA基準等に該当する学業成績が不良な者に対し、退学勧告を行うことができる。

第5章 改正

(改 正)

第11条 この規則の改正は、本学部教授会の議を経なければならない。

附 則

1 (施行期日)

- (1) この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- (2) この規則は、平成23年3月8日に第4条別表第1（工学部の授業科目及び単位数）、第6条別表第3（工学部における教職課程の履修方法）を改正し、平成23年4月1日から施行する。
- (3) この規則は、平成24年3月13日に第3条及び第7条を追加し、それぞれ次条以下を繰り下げ、第5条別表第1（工学部の授業科目及び単位数）、第6条別表第2（工学部の履修の要件）を改正し、平成24年4月1日から施行する。
- ただし、平成23年度以前に入学した者の履修要件については、第6条別表第2の定めにかかわらず、次のとおりとする。

区分		単位数	
		電気電子工学科	環境化学科 機械工学科 情報通信工学科
共通教育科目	人間科学科目 基礎科目 人文社会科学科目 技術者教養(STS) 科目	16 単位 (STS 科目 4 単位を含む)	16 単位 (STS 科目 4 単位を含む)
	英語科目	6 単位	6 単位
専門教育科目	基礎・共通科目 専門科目	102 単位	90 単位
任意に選択し修得した科目		－	12 単位
合計		124 単位	124 単位

- (4) この規則は、平成 25 年 3 月 12 日に第 5 条別表第 1（工学部の授業科目及び単位数）、第 7 条を改正し、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 24 年度以前に入学した者の履修単位の制限は、第 7 条の定めにかかわらず、各学期に履修できる単位数を 26 単位までとする。ただし、自由科目及び集中講義科目は、履修できる単位数の上限に含まない。
- (5) この規則は、平成 26 年 3 月 11 日に第 5 条別表第 1（工学部の授業科目及び単位数）を改正し、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- (6) この規則は、平成 27 年 3 月 24 日に第 11 条を追加し次条以下を繰り下げ、第 5 条別表第 1（工学部の授業科目及び単位数）を改正し、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 26 年度以前に入学した者については、第 11 条の定めは適用しない。
- (7) この規則は、平成 27 年 3 月 24 日に第 9 条、第 10 条を改正し、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- (8) この規則は、平成 28 年 3 月 8 日に第 5 条別表第 1（工学部の授業科目及び単位数）を改正し、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- (9) この規則は、平成 28 年 3 月 8 日に第 2 条を改正し、第 3 条を削除し次条以下を繰り上げ、第 4 条別表第 1（工学部の授業科目及び単位数）、第 5 条別表第 2（工学部の履修要件）を改正し、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- ただし、平成 24 年度から平成 28 年度に入学した者の履修要件については、第 5 条別表第 2 の定めにかかわらず、次のとおりとする。

区分		単位数	
		電気電子工学科 (電気電子システムコース)	電気電子工学科 (電子光情報コース) 環境化学科 機械工学科 情報通信工学科
共通教育 科目	人間科学科目 スキル・キャリア コミュニケーション スポーツ・健康 人間理解 社会理解 異文化理解 技術者教養	16 単位 (科目区分「技術者教養」に 含まれる科目 2 単位を含む)	16 単位 (科目区分「技術者教養」に 含まれる科目 2 単位を含む)
	英語科目	6 単位	6 単位

専門教育 科目	基礎共通科目 専門科目	102 単位	90 単位
任意に選択し修得した科目		-	12 単位
合計		124 単位	124 単位

（東京電機大学工学部電気電子工学科電気電子システムコース、電子光情報コース及び環境化学科及び機械工学科機械工学コース、先端機械コースの存続に関する経過措置）

工学部電気電子工学科電気電子システムコース、電子光情報コース及び環境化学科及び機械工学科機械工学コース、先端機械コースは、改正前の第3条、改正後の第2条、第4条別表第1、第5条別表第2の規定にかかわらず、平成29年3月31日に当該学科及び当該コースに在学する者が在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

(10) この規則は、平成29年3月14日に第4条別表第1（工学部の授業科目及び単位数）、第8条別表第3（工学部における教職課程の履修方法）を改正し、平成29年4月1日から施行する。

(11) この規則は、平成30年3月13日に第4条別表第1（工学部の授業科目及び単位数）を改正し、平成30年4月1日から施行する。

(12) この規則は、平成31年2月26日に第3条（学年・学期）第2項、第4条別表第1（工学部の授業科目及び単位数）及び第7条別表第3（工学部における教職課程の履修方法）を改正し、平成31年4月1日から施行する。

(13) この規則は、令和2年3月10日に第4条別表第1（工学部の授業科目及び単位数）を改正し、令和2年4月1日から施行する。

(14) この規則は、令和4年3月1日に第4条別表第1（工学部の授業科目及び単位数）、第5条別表第2（工学部の履修要件）、第6条（履修単位の制限）第1項及び第7条別表第3（工学部における教職課程の履修方法）を改正し、令和4年4月1日から施行する。

ただし、第5条別表第2に定める履修要件について、平成29年度から令和3年度に入学した者は次のとおりとする。

区分		単位数	
		電気電子工学科	電子システム工学科 応用化学科 機械工学科 先端機械工学科 情報通信工学科
共通教育科目	人間科学科目 ※1	16 単位	16 単位

	ジェネリックスキル・キャリア 人間理解 社会理解 スポーツ・健康 技術者教養 グローバル教養		
	工学基礎科目 ※2 数学 自然科学 情報 ワークショップ	20 単位	20 単位
	英語科目	8 単位	8 単位
専門教育科目		80 単位	76 単位
任意に選択し修得した科目		－	4 単位
合計		124 単位	124 単位

※1 「人間科学科目」の内、技術者教養 2 単位、グローバル教養 2 単位を修得しなければならない。

※2 「工学基礎科目」の内、数学 6 単位、自然科学 8 単位、情報 4 単位、ワークショップ 2 単位を修得しなければならない。

備考：専門教育科目については、各学科において定めている必修科目の単位の全部を履修し、修得しなければならない。

また、平成 24 年度から令和 3 年度に入学した者の履修単位の制限は、第 6 条の定めにかかわらず、各学期に履修できる単位数を 24 単位までとする。ただし、自由科目及び集中講義科目は、履修できる単位数の上限に含まない。

(15) この規則は、令和 5 年●月●日に第 4 条別表第 1（工学部の授業科目及び単位数）、第 7 条別表第 3（工学部における教職課程の履修方法）を改正し、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(16) この規則は、令和●年●月●日に第 4 条別表第 1（工学部の授業科目及び単位数）を改正し、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

1. 共通教育科目

＜人間科学科目＞

授業科目の名称	単位数		
	必修	選択	自由
(ジェネリックスキル・キャリア)			
東京電機大学で学ぶ		2	
アカデミックスキルズ		2	
情報と職業		2	
論理的思考法		2	
(人間・社会理解)			
自己心理学セミナー		2	
企業と経営		2	
歴史理解の基礎		2	
実用法律入門		2	
哲学と倫理の基礎		2	
日本経済入門		2	
科学と技術の社会史		2	
介護福祉論		2	
異文化理解の基礎		2	
社会のなかの科学技術		2	
情報デザインと心理		2	
認知心理学とその工学的応用		2	
人間関係の心理		2	
企業と社会		2	
芸術		2	
日本国憲法		2	
情報とネットワークの経済社会		2	
大学と社会		2	
(技術者教養)			
技術者教養ワークショップ		2	
技術者倫理		2	
科学技術の失敗から学ぶ		2	
先端技術と社会問題		2	
製造物責任法		2	
科学技術と企業経営		2	
情報化社会とコミュニケーション		2	
情報倫理		2	
情報化社会と知的財産権		2	
(グローバル教養)			
グローバリズムの政治・経済		2	
異文化間コミュニケーション		2	
グローバル時代の文化・歴史		2	
国際政治の基礎		2	
持続可能性と科学技術		2	
グローバル社会の市民論		2	
中国語・中国文化		2	
(スポーツ・健康)			
健康と生活		2	
ウェルネス&スポーツ		2	
エクササイズ&スポーツ		2	
コミュニケーションスポーツ		1	
アウトドアスポーツA		1	
アウトドアスポーツB		1	
アウトドアスポーツC		1	
身体運動のしくみ		2	
(PBL特化科目)			
人間科学プロジェクトⅠ		2	
人間科学プロジェクトⅡ		2	
(教職教養)			
教育心理学		2	
教育学概論		2	
教育社会学		2	

＜工学基礎科目＞(電気電子工学科)

授業科目の名称	単位数		
	必修	選択	自由
(数学)			
微分積分学および演習Ⅰ	4		
線形代数学Ⅰ	2		
(自然科学技術)			
基礎物理学	2		
物理基礎および物理実験	1		
化学基礎および化学実験	1		
物理学概論および演習A		2	
物理学概論および演習B	2		
物理学概論および演習C		2	
科学技術概論A		2	
科学技術概論B		2	
科学技術概論C		2	
科学技術概論D		2	
(ワークショップ)			
ワークショップ	2		
(情報)			
情報リテラシー(数理・データサイエンス入門)	2		
コンピュータプログラミングⅠ	2		

＜工学基礎科目＞(電子システム工学科、機械工学科)

授業科目の名称	単位数		
	必修	選択	自由
(数学)			
微分積分学および演習Ⅰ	4		
線形代数学Ⅰ	2		
(自然科学技術)			
基礎物理学	2		
物理基礎および物理実験	1		
化学基礎および化学実験	1		
物理学概論および演習A ※	2		
物理学概論および演習B ※	2		
物理学概論および演習C ※	2		
科学技術概論A ※	2		
科学技術概論B ※	2		
科学技術概論C ※	2		
科学技術概論D ※	2		
(ワークショップ)			
ワークショップ	2		
(情報)			
情報リテラシー(数理・データサイエンス入門)	2		
コンピュータプログラミングⅠ	2		

※択一必修科目

＜工学基礎科目＞(応用化学科、先端機械工学科)

授業科目の名称	単位数		
	必修	選択	自由
(数学)			
微分積分学および演習Ⅰ	4		
線形代数学Ⅰ	2		
(自然科学技術)			
基礎物理学	2		
物理基礎および物理実験	1		
化学基礎および化学実験	1		
物理学概論および演習A		2	
物理学概論および演習B		2	
物理学概論および演習C		2	
科学技術概論A ※	2		
科学技術概論B ※	2		
科学技術概論C ※	2		
科学技術概論D ※	2		
(ワークショップ)			
ワークショップ	2		
(情報)			
情報リテラシー(数理・データサイエンス入門)	2		
コンピュータプログラミングⅠ	2		

※択一必修科目

＜工学基礎科目＞（情報通信工学科）

授業科目の名称	単位数		
	必修	選択	自由
（数学）			
微分積分学および演習Ⅰ	4		
線形代数学Ⅰ	2		
線形代数学Ⅱ	2		
（自然科学技術）			
基礎物理学		2	
物理基礎および物理実験	1		
化学基礎および化学実験	1		
物理学概論および演習A ※	2		
物理学概論および演習B ※	2		
物理学概論および演習C ※	2		
科学技術概論A ※	2		
科学技術概論B ※	2		
科学技術概論C ※	2		
科学技術概論D ※	2		
（ワークショップ）			
ワークショップ	2		
（情報）			
情報リテラシー（数理・データサイエンス入門）	2		
コンピュータプログラミングⅠ	2		

※択一必修科目

授業科目の名称	単位数		
	必修	選択	自由
＜英語科目＞			
総合英語Ⅰ		1	
口語英語Ⅰ		1	
総合英語Ⅱ		1	
口語英語Ⅱ		1	
総合英語Ⅲ		1	
総合英語Ⅳ		1	
英語演習A（Speaking）		1	
英語演習B（Listening）		1	
英語演習C（Reading）		1	
英語演習D（Writing）		1	
英語演習E（Global Communication）		1	
英語演習F（検定英語）		1	
英語演習G（Engineering Presentation）		1	
英語演習H（Academic Reading）		1	
英語演習I（Academic Writing）		1	
国内英語短期研修		1	
海外英語短期研修		2	

＜留学生科目＞（電気電子工学科）

授業科目の名称	単位数		
	必修	選択	自由
日本語中級Ⅰ			1
日本語中級Ⅱ			1
日本語上級Ⅰ			1
日本語上級Ⅱ			1
日本事情A		2	
日本事情B		2	

＜留学生科目＞（電子システム工学科、応用化学科、機械工学科、先端機械工学科、情報通信工学科）

授業科目の名称	単位数		
	必修	選択	自由
日本語中級Ⅰ		1	
日本語中級Ⅱ		1	
日本語上級Ⅰ		1	
日本語上級Ⅱ		1	
日本事情A		2	
日本事情B		2	

電気電子工学科

授業科目の名称	単位数		
	必修	選択	自由
[専門教育科目]			
<工学基礎>			
微分積分学および演習Ⅱ		4	
線形代数学Ⅱ		2	
微分方程式Ⅰ		2	
ベクトル解析		2	
数値解析学		2	
フーリエ解析		2	
複素解析学Ⅰ		2	
<専門科目>			
インターンシップ		2	
回路基礎	2		
電気電子工学リテラシー		1	
回路理論および演習Ⅰ	4		
コンピュータプログラミングⅡ		2	
電気数学	2		
回路理論および演習Ⅱ	4		
電磁気学および演習Ⅰ	4		
電気電子工学基礎実験Ⅰ	2		
ディジタル回路		2	
電気電子計測		2	
電子回路Ⅰ	2		
電磁気学および演習Ⅱ	4		
電気電子工学基礎実験Ⅱ	2		
ディジタルシステム		2	
電気電子材料		2	
制御工学Ⅰ	2		
電気機器		2	
電子回路Ⅱ		2	
ディジタル信号処理		2	
システム工学		2	
物性基礎		2	
電気電子工学総合実験Ⅰ	2		
技術英語	1		

授業科目の名称	単位数		
	必修	選択	自由
電気電子工学キャリアデザイン	1		
高電圧工学		2	
送配電工学		2	
パワーエレクトロニクス		2	
電気法規		2	
制御工学Ⅱ		2	
高周波回路		2	
半導体デバイス工学		2	
発電工学		2	
電気電子工学総合実験Ⅱ	2		
電気電子工学総合ゼミ	2		
Academic Presentation	2		
電力系統工学		2	
卒業研究	6		
エンジニアリング・デザイン概論	2		
電機設計および電気製図		2	
代数学入門			2
線形代数学Ⅲ			2
数式処理			2
代数学			2
コンピュータ基礎および演習Ⅲ			2
情報システムの基礎および演習			2
情報通信ネットワークの基礎および演習			2
マルチメディア表現技術の基礎および演習			2
幾何学			2
解析学			2
微分幾何学			2
職業指導			2
工業技術概論			2
確率・統計Ⅰ			2
確率・統計Ⅱ			2
微分方程式Ⅱ			2
複素解析学Ⅱ			2

授業科目の名称	単位数			授業科目の名称	単位数		
	必修	選択	自由		必修	選択	自由
[専門教育科目]				マイクロプロセッサ応用		2	
<基礎共通科目>				コンピュータアーキテクチャ		2	
微分積分学および演習Ⅱ		4		信号処理		2	
線形代数学Ⅱ		2		応用信号処理		2	
微分方程式Ⅰ		2		電気電子機器		2	
確率・統計Ⅰ		2		人工知能基礎		2	
ベクトル解析		2		光エレクトロニクス		2	
フーリエ解析		2		情報理論		2	
数値解析学		2		高周波回路		2	
複素解析学Ⅰ		2		通信機器		2	
<専門科目>				音響工学		2	
インターンシップ		2		電磁波工学		2	
ワークショップⅡ		2		センサーエレクトロニクス		2	
電子システム工学総合演習	2			光通信工学		2	
電子システム工学入門		2		光情報処理		2	
電気回路基礎	2			非線形光学		2	
電磁気学Ⅰ	2			電子システム工学基礎実験Ⅰ	2		
電磁気学Ⅱ	2			電子システム工学基礎実験Ⅱ	2		
電磁気学Ⅲ		2		電子システム工学実験Ⅰ	2		
電気回路Ⅰ	4			電子システム工学実験Ⅱ	2		
電気回路Ⅱ		2		電気電子キャリア演習		1	
回路解析		2		コンピュータプレゼンテーションⅠ	2		
電子回路Ⅰ	2			コンピュータプレゼンテーションⅡ	2		
電子回路Ⅱ		2		技術英語		2	
論理回路設計		2		ビジネス英語		2	
論理システム設計		2		卒業研究	6		
電子計測		2		通信法規		2	
自動制御		2		品質管理		2	
半導体物理基礎		2		コンピュータ基礎および演習Ⅲ			2
量子物理学		2		情報システムの基礎および演習			2
電子・光材料		2		情報通信ネットワークの基礎および演習			2
電子デバイスⅠ		2		マルチメディア表現技術の基礎および演習			2
電子デバイスⅡ		2		職業指導			2
プログラミング基礎		4		木材加工			1
プログラミングⅠ	2			栽培			1
プログラミングⅡ		2		工業技術概論			2
ホームエレクトロニクス		2		機械のしくみ			1
基礎光学		2		加工学基礎			2

授業科目の名称	単位数		
	必修	選択	自由
[専門教育科目]			
<基盤科目>			
化学Ⅰ	2		
化学Ⅱ	2		
化学演習Ⅰ		2	
化学演習Ⅱ		2	
応用化学実験	2		
環境と化学	2		
コンピューター化学		2	
環境物質学		2	
卒業研究	6		
インターンシップ		2	
応用化学総合演習Ⅰ		2	
応用化学総合演習Ⅱ	2		
<基幹科目>			
物理化学Ⅰ	2		
物理化学Ⅱ	2		
物理化学演習Ⅰ		2	
物理化学演習Ⅱ		2	
物理化学実験	1		
量子化学		2	
化学熱力学		2	
応用物理化学実験	1		
光化学		2	
有機化学Ⅰ	2		
有機化学Ⅱ	2		
有機化学Ⅲ	2		
有機化学演習A		2	
有機化学演習B		2	
有機化学実験	1		
応用有機化学実験	1		
有機合成化学		2	

授業科目の名称	単位数		
	必修	選択	自由
高分子物性学		2	
高分子合成学		2	
錯体化学		2	
無機化学Ⅰ	2		
無機化学Ⅱ	2		
分析化学	2		
無機・分析化学実験	1		
応用無機・分析化学実験	1		
無機材料工学		2	
電気化学		2	
機器分析学		2	
機器分析学演習		2	
化学工学Ⅰ	2		
化学工学Ⅱ		2	
化学工学演習		2	
化学工学実験	1		
生物化学		2	
応用化学工学実験	1		
反応工学		2	
生物化学工学		2	
微分方程式Ⅰ		2	
数値解析学		2	
微分積分学および演習Ⅱ		4	
線形代数学Ⅱ		2	
物性物理学		2	
固体物性		2	
地学		2	
生体触媒工学		2	
総合物理学実験			1
生物学実験			1
地学実験			2
総合物理学		2	

授業科目の名称	単位数		
	必修	選択	自由
[専門教育科目]			
微分積分学および演習Ⅱ		4	
線形代数学Ⅱ		2	
微分方程式Ⅰ		2	
微分方程式Ⅱ		2	
ベクトルおよびテンソル		2	
フーリエ解析		2	
複素解析学Ⅰ		2	
複素解析学Ⅱ		2	
数値解析学		2	
確率・統計Ⅰ		2	
確率・統計Ⅱ		2	
工業力学Ⅰおよび演習	3		
工業力学Ⅱおよび演習		3	
ワークショップⅡ		2	
材料力学Ⅰおよび演習	3		
材料力学Ⅱ		2	
材料工学		2	
材料強度学		2	
弾塑性学		2	
加工学基礎および演習	3		
機械加工学		2	
流体の力学Ⅰおよび演習	3		
流体の力学Ⅱ		2	
粘性流体力学		2	
流体機械		2	
工業熱力学Ⅰおよび演習	3		
工業熱力学Ⅱ		2	
伝熱工学		2	
熱機関		2	
メカトロニクス概論		2	
振動学および演習	3		

授業科目の名称	単位数		
	必修	選択	自由
応用振動学		2	
制御工学Ⅰ		2	
制御工学Ⅱ		2	
ロボット工学		2	
計測工学		2	
機械要素設計および演習	3		
計算機援用設計		2	
機械設計製図Ⅰ	2		
機械設計製図Ⅱ	2		
機械設計製図Ⅲ	2		
3D-CADワークショップ		2	
機械工学実験実習Ⅰ	2		
機械工学実験実習Ⅱ	2		
機械工学総合演習Ⅰ	2		
品質管理			2
機械工学総合演習Ⅱ	2		
インターンシップ		2	
卒業研究	6		
職業指導			2
コンピュータ基礎および演習Ⅲ			2
情報システムの基礎および演習			2
情報通信ネットワークの基礎および演習			2
マルチメディア表現技術の基礎および演習			2
線形代数学Ⅲ			2
数式処理			2
代数学入門			2
代数学			2
解析学			2
幾何学			2
微分幾何学			2
工業技術概論			2

授業科目の名称	単位数			授業科目の名称	単位数		
	必修	選択	自由		必修	選択	自由
<専門基礎科目>				制御工学Ⅱ		2	
微分積分学および演習Ⅱ		4		光学基礎		2	
線形代数学Ⅱ		2		情報処理工学Ⅰ		2	
微分方程式Ⅰ	2			情報処理工学Ⅱ		2	
微分方程式Ⅱ		2		電子工学		2	
数値解析学		2		電気工学		2	
確率・統計Ⅰ		2		メカトロニクス概論		2	
確率・統計Ⅱ		2		先端機械工学入門	1		
ベクトルおよびテンソル		2		光学応用機器		2	
複素解析学Ⅰ		2		先端自動車工学		2	
複素解析学Ⅱ		2		先端医用工学		2	
フーリエ解析		2		生産加工システムⅠ		2	
工業力学Ⅰおよび演習	3			生産加工システムⅡ		2	
工業力学Ⅱおよび演習		3		ワークショップⅡ		2	
材料力学Ⅰおよび演習	3			機械工学実験実習Ⅰ	2		
材料力学Ⅱ		2		機械工学実験実習Ⅱ	2		
機械力学Ⅰおよび演習		3		先端機械実験実習Ⅰ	2		
機械力学Ⅱ		2		先端機械実験実習Ⅱ	2		
流体の力学および演習		3		機械設計製図Ⅰ	2		
熱力学および演習		3		機械設計製図Ⅱ	2		
材料工学	2			先端機械設計製図Ⅰ	2		
機械材料学		2		先端機械設計製図Ⅱ	2		
加工学基礎	2			先端機械工学総合演習	2		
機構学		2		卒業研究	6		
機械要素設計	2			プレゼンテーション		1	
機械設計学		2		キャリアデザイン		1	
品質管理		2		インターンシップ		2	
<専門科目>				職業指導			2
精密測定法Ⅰ	2			木材加工			1
精密測定法Ⅱ		2		栽培			1
制御工学Ⅰ	2			工業技術概論			2
				コンピュータ基礎および演習Ⅲ			2
				情報システムの基礎および演習			2
				情報通信ネットワークの基礎および演習			2
				マルチメディア表現技術の基礎および演習			2

【凡例】

既に中一種免（技術）、高一種免（工業）の認定を受けている先端機械工学科に新たに高一種免（情報）の認定を受けようとしている

【中一種免（技術）、高一種免（工業）】

- ・免許法施行規則に定める教科に関する専門的事項に関する科目：青色

【高一種免（情報）】

- ・免許法施行規則に定める教科に関する専門的事項に関する科目：オレンジ
- ・各教科の指導法に関する科目及び教育の基礎的理解に関する科目等：緑色

【高一種免（情報）及び中一種免（技術）の課程で共通開設】

- ・免許法施行規則に定める教科に関する専門的事項に関する科目：赤色

授業科目の名称	単位数			授業科目の名称	単位数		
	必修	選択	自由		必修	選択	自由
[専門教育科目]				ネットワークセキュリティと暗号		2	
<専門科目>				データ解析		2	
情報通信メディア基礎	2			データベース		2	
電気回路基礎および演習	3			ワークショップⅡ	2		
電子回路基礎	2			情報通信基礎実験	4		
複素数基礎		2		情報通信工学実験	4		
信号理論		2		情報通信プロジェクト	3		
信号システム解析		2		卒業研究	6		
論理回路および論理設計	2			微分積分学および演習Ⅱ		4	
電子回路応用		2		微分方程式Ⅰ		2	
デジタル回路		2		情報通信数学A（離散数学）		2	
デジタル信号処理		2		情報通信数学B（確率論と情報理論）		2	
情報通信デバイス		2		情報通信数学C（代数と符号理論）		2	
高周波の基礎		2		電磁気学基礎および演習	3		
計測制御工学		2		応用物理学		2	
通信理論基礎		2		電磁気学応用		2	
情報処理・通信技術基礎			2	<キャリア科目>			
通信システム		2		インターンシップ		2	
メディアと信号処理		2		ビジネス論		2	
情報ネットワーク		2		職業指導			2
通信ネットワーク		2		コンピュータ基礎および演習Ⅲ			2
通信法規		2		情報システムの基礎および演習			2
画像処理工学		2		情報通信ネットワークの基礎および演習			2
音声・音響情報工学		2		マルチメディア表現技術の基礎および演習			2
光通信工学		2		線形代数学Ⅲ			2
マルチメディア通信工学		2		数式処理			2
ワイヤレスシステム工学		2		代数学入門			2
コンピュータグラフィクス		2		解析学			2
コンピュータプログラミングⅡ	4			幾何学			2
数値解析		2		代数学			2
基礎プログラミング演習	2			微分幾何学			2
インターネットプログラミング		2		確率・統計Ⅰ			2
データ構造とアルゴリズムⅠ	2			確率・統計Ⅱ			2
データ構造とアルゴリズムⅡ		2		複素解析学Ⅰ			2
コンピュータアーキテクチャ		3		複素解析学Ⅱ			2
オブジェクト指向プログラミング		2		微分方程式Ⅱ			2
サーバープログラミング演習		2		工業技術概論			2
ハードウェア演習A		2		<コミュニケーション科目>			
ハードウェア演習B		2		グループスタディ		2	
特別プログラミング演習		2		<アセスメント科目>			
人工知能プログラミング演習		2		情報通信工学総合演習	2		

3. 教職課程に関する科目

① 教科及び教科の指導法に関する科目 各教科の指導法

授業科目の名称	単位数		
	必修	選択	自由
数学科指導法			4
理科指導法			4
技術科指導法			4
数学科教育法			4
理科教育法			4
工業科教育法			4
情報科教育法			4
技術科教育法			4

② 教育の基礎的理解に関する科目等

授業科目の名称	単位数		
	必修	選択	自由
教育学概論		2	2
教職入門			
教育社会学		2	
教育心理学		2	
特別支援教育			1
教育課程論			2
道徳理論と指導法 ※			2
総合的な学習の時間の指導法			1
特別活動論			1
教育の方法と技術（情報通信技術の活用含む）			2
生徒・進路指導論			2
教育相談			2
教育実習セミナー			2
教育実習Ⅰ			2
教育実習Ⅱ			2
教職実践演習（中・高）			2

③ 大学が独自に設定する科目

授業科目の名称	単位数		
	必修	選択	自由
介護福祉論		2	2 1
道徳理論と指導法 ※			
介護等体験特論			

※「道徳理論と指導法」は中学校教諭一種免許状取得時は②の区分の科目として、高等学校教諭一種免許状取得時は③の区分の科目として取扱う。

別表第2 工学部の履修要件

工学部においては、次により124単位以上を履修し、修得しなければならない。

区分		単位数	
		電気電子工学科	電子システム工学科 応用化学科 機械工学科 先端機械工学科 情報通信工学科
共通教育科目	人間科学科目 ※1 ジェネリックスキル・キャリア 人間・社会理解 技術者教養 グローバル教養 スポーツ・健康 PBL特化科目 教職教養	16単位	16単位
	工学基礎科目 ※2 数学 自然科学技術 情報 ワークショップ	18単位	18単位
	英語科目	8単位	8単位
専門教育科目		82単位	78単位
任意に選択し修得した科目		－	4単位
合計		124単位	124単位

※1 「人間科学科目」の内、技術者教養2単位、グローバル教養2単位を修得しなければならない。

※2 (電気電子工学科、電子システム工学科、応用化学科、機械工学科、先端機械工学科)

「工学基礎科目」の内、数学6単位、自然科学技術6単位、情報4単位、ワークショップ2単位を修得しなければならない。

(情報通信工学科)

「工学基礎科目」の内、数学8単位、自然科学技術4単位、情報4単位、ワークショップ2単位を修得しなければならない。

備考：専門教育科目については、各学科において定めている必修科目の単位の全部を履修し、修得しなければならない。

別表第3 工学部における教職課程の履修方法

① 教科及び教科の指導法に関する科目

免許状の種類	免許教科	免許法施行規則に定める科目区分	科 目 名	履修方法
高等学校教諭 一種免許状	工 業	教科に関する専門的事項	工業の関係科目 職業指導	教科に関する専門的事項に関する科目の単位は、それぞれの科目について1単位以上計20単位以上修得すること。 各教科の指導法に関する科目の単位は、中学校教諭一種免許状にあたっては8単位以上、高等学校教諭一種免許状取得にあたっては4単位以上修得すること。
		各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	工業科教育法	
	理 科	教科に関する専門的事項	物理学 化学 生物学 地学 「物理学実験（コンピュータ活用を含む。）、化学実験（コンピュータ活用を含む。）、生物学実験（コンピュータ活用を含む。）、地学実験（コンピュータ活用を含む。）」	
		各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	理科教育法 理科指導法	
	数 学	教科に関する専門的事項	代数学 幾何学 解析学 「確率論、統計学」 コンピュータ	
		各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	数学科教育法 数学科指導法	
	情 報	教科に関する専門的事項	情報社会・情報倫理 コンピュータ・情報処理（実習を含む。） 情報システム（実習を含む。） 情報通信ネットワーク（実習を含む。） マルチメディア表現・マルチメディア技術（実習を含む。） 情報と職業	
		各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	情報科教育法	
中学校教諭 一種免許状	理 科	教科に関する専門的事項	物理学 物理学実験（コンピュータ活用を含む。） 化学 化学実験（コンピュータ活用を含む。） 生物学 生物学実験（コンピュータ活用を含む。） 地学 地学実験（コンピュータ活用を含む。）	
		各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	理科教育法 理科指導法	
	数 学	教科に関する専門的事項	代数学 幾何学 解析学 「確率論、統計学」 コンピュータ	
		各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	数学科教育法 数学科指導法	
	技 術	教科に関する専門的事項	木材加工（製図及び実習を含む。） 金属加工（製図及び実習を含む。） 機械（実習を含む。） 電気（実習を含む。） 栽培（実習を含む。） 情報とコンピュータ（実習を含む。）	
		各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	技術科教育法 技術科指導法	

② 教育の基礎的理解に関する科目等

授業科目名	単位数	履修方法
教育学概論	2	中学校教諭一種免許状取得にあたっては左記の科目を全て必ず修得すること。
教職入門	2	
教育社会学	2	
教育心理学	2	
特別支援教育	1	
教育課程論	2	高等学校教諭一種免許状取得にあたっては左記の科目のうち「道徳理論と指導法」および「教育実習Ⅱ」以外の科目を必ず修得すること。
道徳理論と指導法	2	
総合的な学習の時間の指導法	1	
特別活動論	1	
教育の方法と技術（情報通信技術の活用含む）	2	
生徒・進路指導論	2	
教育相談	2	
教育実習セミナー	2	
教育実習Ⅰ	2	
教育実習Ⅱ	2	
教職実践演習（中・高）	2	

③ 大学が独自に設定する科目

免許法施行規則に定める科目区分	履修方法
大学が独自に設定する科目	中学校教諭一種免許状取得にあたっては、指定科目の「介護福祉論」、「介護等体験特論」を必ず修得すること。 高等学校教諭一種免許状取得にあたっては、最低修得単位24単位を超えて履修した「①教科及び教科の指導法に関する科目」、最低修得単位23単位を超えて履修した「②教育の基礎的理解に関する科目等」及び「③大学が独自に設定する科目」の指定科目の中から、併せて12単位以上修得すること。

④ 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

免許法施行規則に定める科目	履修方法
日本国憲法	それぞれ2単位以上を修得すること。
体育	
外国語コミュニケーション	
教理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	